

令和4年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和4年12月26日（月）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和4年12月26日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第11号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第6 議案第12号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
 - 日程第7 議案第13号 工事請負契約の締結について
 - 日程第8 議案第14号 有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第15号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第16号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第11 審査事項の付託について
 - 追加日程第1 議案第17号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
5. 閉 会 令和4年12月26日 午後12時16分
6. 会議録署名議員 1番 古城 義郎 10番 松田 幸二

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	事 務 局 次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	藤 原 一 豊
	業 務 管 理 課 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	浦 田 武 男
	総 務 課 財 政 係 主 任	長 田 修 平
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐 兼 建 設 室 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10番	松 田 幸 二
11番	大城戸 廣 澄
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

議長 おはようございます。ただいまから、令和4年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」、会議録署名議員につきましては、1番古城議員、10番松田議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。

会期は本日12月26日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日12月26日の1日限りと決定いたしました。

日程第3「代表理事挨拶」をお願いいたします。藏原代表理事。

藏原代表理事 皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第4回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、平素から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます次第でございます。

さて、令和4年組合定例会も、本会議を残すのみとなりました。議員各位におかれましては、1年に渡り、組合運営に際し、慎重なる御審議を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

今年1年を振り返りますと、有明圏域各地におきまして、コロナ禍以降、数年ぶりとなるお祭りや、イベントが開催され、県内・県外を問わず、多数の訪問客で賑わいをみせました。

新型コロナウイルス感染症の再拡大や、円安に伴う物価の高騰等、暗い話題に何かと目が向きやすい昨今ではございますが、これから迎える新年が、圏域の住民の皆様にとりまして、より良いものとなりますよう謹んで祈念を申し上げます。

さて、本定例会に上程をいたします議案でございますが、「令和3年度組合決算の認定について」が1件、「総合事務組合の規約の変更について」が1件、「工事請負契約の締結について」が1件、「条例の一部改正について」が2件、並びに、「令和4年度一般会計補正予算」が1件の計6議案をご提案申し上げます。

なお、議案の説明等につきましては、事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会におかれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重なご審議を賜り、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶にさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 日程第4、これより「一般質問」を行います。一般質問については、15番濱崎議員、4番谷口議員より通告がっております。

濱崎議員の質問を許します。濱崎議員。

濱崎議員 はい、議長。おはようございます。長洲町の濱崎でございます。質問事項につつま

しては、消防施設用地の又貸しについてでございます。旧長洲分署のことでございます。このことにつきまして顛末と改善策を代表理事並びに消防長、監査委員に説明を求めるところでございます。

先の議会で指摘いたしました通り、業者無断使用による広域行政組合財産管理の不手際の顛末をうかがうものでございます。

事件の概要につきましては、昭和49年10月25日長洲町から組合へ消防施設用地として土地の貸付がなされました。6千平米のうち約2千平米が庁舎の建設でございます。

その後、一貫して有明広域行政事務組合が管理されてまいりました。

ところが令和3年6月25日、業者の不正使用が発見され住民から指摘を、相談を受けました私はその後令和4年1月31日に当組合に指摘いたしましたところでございます。

その後、組合としては契約を変更されたということでございます。令和3年6月30日に土地使用変更契約書というのが交わされ変更がなされたというように前回の議会で説明がなされました。いずれにいたしましてもこの管理の仕方は不適切、不手際が指摘されるわけですが、前回は消防長が今後適正に指導するというで終わっております。その後の顛末をどうになりましたか、理事長始め消防長におうかがいたします。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 おはようございます。消防本部の村上でございます。お世話になっております。よろしく願いいたします。

濱崎議員の一般質問にお答えいたします。消防施設用地の又貸しの件についてでございますが、第3回定例会の議員からの一般質問でご説明申し上げましたことが顛末でございますが、再度繰り返しの答弁になります消防本部として旧長洲分署の土地につきましては当該事業者からの借用相談についてはお断りしていること、また当該事業者と土地貸借の契約も行っていないということ、そして所有者である長洲町さんと当該事業者の間で正式に契約が交わされ消防業務に支障のない部分を事業者に貸付を行われたということでございます。

また先ほどのご説明の中にありました有明広域が無償でお貸りしている土地の変更契約につきましては改めて契約約款の条文に長洲分署敷地としての用途を廃止したときは速やかに返却する旨の記載がございましたので、長洲町さんにご相談し双方で十分協議を行い契約の変更手続きを行った次第でございます。これにつきましては新長洲分署の運用開始とともに契約の変更手続きを速やかに行うべきであったと深く反省しております。申し訳ございませんでした。今後は適正な事務執行に努めてまいります。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 今消防長から説明がありましたが長洲町と組合の土地貸借について契約の更改がなされたということでございますが、議長お願いいたしますが、その契約更改のコピーを議場に配布できませんでしょうか。

議長 はい、許可します。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 今消防長から説明を受けたわけですが、ここは広域の組合議会でございます。私がお尋ねしておりますのは組合議会に関することについてお尋ねをいたしておりますので、その辺を長洲町議会がどうだとか、長洲町がどうだとかということじゃなくて、この組合議会のことについてご答弁をいただきたいと思えます。

まずこのお手元に配布いただきました土地使用変更契約書、これは私が業者が不正使用しているということを指摘した後にこの契約書を交えられたと思うんですが、それは令和3年6月30日なのですか、それともいつになるんですか。この契約変更書はいつ書かれたんですか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの濱崎議員の質問にお答えいたします。契約書については記載後決裁を令和4年の3月30日にいただいております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ということはその3月30日というのはどこかに記載があるんでしょうか。このままでいきますと令和3年の6月30日にこの契約書を変更したということで、さも私が指摘していることは何だったんだ、というようなことになるんじゃないかと思うんですが。4月30日に決裁を受けたけど契約書は1年前になっているんだというようなことはどっかに記載があるのでしょうか、無いのでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 濱崎議員のご質問にお答えいたします。決裁を受けるにあたりうかがい文の中には令和4年の3月30日と記載しておりますけれども、この契約書の中には記載してございません。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 と言いますと契約書が未代文として残りますよね。しかし起案文書というのは保存期間が決まっているでしょう。それで焼却されるでしょう。その経過というのがこれでは残りませんよね。残っていきませんか。そうしますと後世の人は、何で濱崎はそういう風な質問をしているかなということになりますよね。そうでしょう。6月25日から使用している。契約書はもうこうなっているじゃないか、契約書通りじゃないかということになるわけですよ。その辺はですね、残しておく必要があると思うんですよ。後世の人が、いわゆるこういうことはしてはならないという戒めにもなりますしね。そうでしょう。それじゃないと濱崎が質問をした。その後に契約書がこのようになっている。さも令和3年6月30日にその時点で契

約がなされておったということになりますと、濱崎の指摘が何が不都合なんだというようなことになりますよね。それじゃ経緯がわかりませんか。それが1つ。

それからもう1つはこれは7月の1日からこういう風にして変えるということになっておりますよね。しかし私が指摘しておりますのは令和3年の6月25日から業者がこの組合の管理している土地を使用しているわけでしょ。ですからこの契約書にも適合しませんよね。この契約書が例えば6月1日と、7月1日じゃなくて6月1日というようなことになっとなったら、その業者が不正使用をしたら、それはカバーできます。しかし令和3年6月30日にこの契約書を更改したんだ、ということは業者は6月25日、その5日前から使用しているわけなんですから。その管理者は組合でしょ。土地はもちろん長洲町が持っていますよね。しかし管理者は組合でしょう。組合が当然管理しておかなければならない土地をですよ。業者から、言うなら組合が許可していないのに不正利用している。それは組合が待ったをかける必要があるし、管理している義務者として責任があるんじゃないんですか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 濱崎議員のご質問にお答えいたします。確かに長洲町さんから有明広域の方が無償で契約を結んでお借りしている土地ではございますが、25日から30日の分につきましては、先ほど組合議会を中心に答弁をお願いしますとおっしゃられましたけれども、これにつきましては長洲町さんの方で当該事業者と契約を結ばれてまして事業者が使用されていたということですので、あくまで所有者である長洲町さんの方に契約をされておられるということでございます。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 そのような答弁はすべきじゃないんですよ。土地は長洲町の土地だろうと借りて管理しているのは組合でしょう。当然組合が責任あるんじゃないんですか。組合が契約書に基づいて土地を借り取るわけでしょう。その土地を業者が組合の許可なしで使用したということは待ったをかけるのは組合じゃないんですか。管理するのは組合じゃないんですか。その土地を長洲町がどうしようと、玉名市がどうしようと関係ないでしょう。組合が借りた以上は組合が責任があるんじゃないんですか。組合が管理しなければならないんじゃないんですか。そういうような考え方は基本から考え直さなきゃならないと思いますよ。 どうですかそこは。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 濱崎議員のご質問にお答えいたします。議員がおっしゃる事もごもっともだと思いますけれども、最終的には所有者である長洲町さんのご判断で消防業務に支障のない部分を貸し付けられたということですので、消防本部の方から所有者の長洲町さんにその関知し拒否するという事は困難ではないかと考えております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 そういう間違っただけをそれが正しいかのような答弁をされてはこれは審議が進みませんよ。管理者は組合でしょう。その点理事長どうでしょうか。

藏原代表理事 はい、議長。

議長 藏原代表理事。

藏原代表理事 ただいまの見解について私の方から答弁させていただきますけれども、例えば既に長洲分署の方が移転をしていて令和3年の6月25日の時点で長洲町さんと契約されていて他の業者さんが入られたということを組合として知り得ない場合にはどうすればいいのか、それはさっき議員がおっしゃられたようにそういった答弁はよろしくないというお話をいただいておりますけれども、知り得ない場合はいたし方ない部分があって、だからこそその後契約書の変更を起算して取り交わしたということだという風に思います。ここで一番問題になるものは長洲町と組合との連携が連絡・調整がしっかりと取れていなかったということではないかというふうに私は思っております。以上でございます。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ですから連携が取れてなかったとか何とかではなくて、管理はあくまでも組合がしなきゃならないでしょう。私が指摘した後にこの契約書、変更書ができたんですよ。だから2つ問題があって、契約変更書をしてもおかつ25日から業者が利用しているからその問題が1つあります。これは組合の責任じゃないんですか。もう1つはこの管理しているのは組合ですから組合が当然業者が来たら組合がその業者に使用してはなりませんよと言う、それが管理じゃないんですか。私はそれをまずおうかがいしているんです。

藏原代表理事 はい、議長。

議長 藏原代表理事。

藏原代表理事 再質問にご答弁をさせていただきます。1つ目の質問に対しても2つ目の質問に対しても知り得なかったことに対して起きたことであります。それを知らなかったからというようなことで許してくださいというような話ではないと理解はしております。従いまして既に6月25日の時点で契約が交わされ、そちらに入っていたことは組合の方として知らなかったけれども、わかった以上は契約書を起算して訂正をさせていただいたということになるという風に思います。どうかご理解をいただきたいと思っております。

濱崎議員 議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 だから知らなかったということであればこの契約を交わしても、なおこれは6月30日からですよ。その25日から無断使用しているんですから、その分の顛末はしなきゃならないでしょう。この契約は30日以降7月1日からですから。使用は25日からですから。この25日から30日までの間のこの顛末はしなきゃならないでしょう。それじゃあその5日分の顛末はどうするんですか。

議長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時35分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藏原代表理事。

藏原代表理事 大変失礼いたしました。再質問、ご答弁させていただきます。今回の件につきまして濱崎議員がご指摘されておられます通り、現在の今配られております土地使用変更契約書につきましての内容に対して若干やはり足りない文言があったということ、それから本来であれば令和4年3月30日の日付にすべきであった。濱崎議員がおっしゃられる通り、そういった変更契約書でなければならなかったのではないかという風に深くお詫びを申し上げたいという風に思います。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 理事長にはご足労をおかけしました。お分かりいただけただけということでもありますのでその点は了解いたしますが、間違っている部分においては消防長、訂正をして毅然とした報告を次の議会でいただきたいと思えます。またその点につきましては質問をいたします。

ただいま理事長の中で知らなかったということですが、それは先の消防長の議会答弁の中で記録がありますように再三にわたって熟知しております。消防の方に来たのを駄目だと言って断った。そう言って最後は自分が管理しなければならないのによ。長洲町に行って相談をなささいというような指示をしたと消防長が議事録に残っていますよ。だから根本を捉えていらっしゃらない、根本を間違っている。自分が管理しなければならないのに長洲町の方に相談に行ってくださいということ自体ナンセンスでしょ。

しかも契約をこういう風にして1年前に遡って契約を更改するなら何で5日間残すんですか。この5日間残した分については詳細に決めてそして処罰をするなりどうなり、これは決定していただきたいと思えますよ。それと1年前に遡って、さもこの事件がなかったようにしてしまうような、そういう風なやり方、そういうことを止めていただきたいと思えます。私は前にも前議会の中でも申しました通り以前もこのし尿処理のことについて不正金が支払われ不正な使用がされた。その事についても議事録を当時見てみますと、馴れ合いでまあまあそれは長洲町のことじゃないかというような発言もいっぱいありますよ。この組合自体もですよ。こうして質問をしているのは私は今回初めてなんですけれども、質問席がこういう風にして下の方で答弁席がこの上の方なんかで見下ろして答弁をされるんですよ。こういうのもなんか組合自体もなんか改革をしていただきたいと思うんですよ。そういうようなこともついでに申しましたけれども、そういう風にしてこの組合自体が馴れ合い的にまあまあいいじゃないか、たった5日間のことじゃないか、というようなことではなくて、議員は住民から住民の代弁者

としてこの席に座っているんです。重大な責任を持っているんです。議員が発言しなければ、まあまあでいくなればそれは住民はやっぱり不満が募りますよ。やっぱり事務は正確にやっていたきたい。そして悪かったところは悪かったということで理事長に相談をしてそしてどういふことかというような結果を出していただきたいと思えますよ。自分たちが聞いていなかったんだから知らなかったんだからということは、当事者でありながら管理者が長洲町に相談に行ってくださいということ自体おかしいと思わんですかね。これはやっぱり管理している人に責任があることを十分自覚してもらいたいと思えますよ。そしてこのことにつきましては村上次長に私は4回も5回も説明をしましたよ。そして何の回答もない。先週も城戸総務課長が議案の差し替えに来た時にこのことば報告して下さいよ、決算が伴いますので監査委員さんにも聞きたいと思えますけれども、決算が伴うことについて決算をする前にこういう処置をしなければならぬということを私は4回も5回も村上次長には話をしましたよ。しかし何の返事もなし。何の進歩もない。だから先週城戸課長に総務課長にも言ったんですよ。しかしそのことについても城戸課長からもどっからも何の返事もなし。悪いのを悪いまま済ませようというこの姿勢は改善していただきたいと思えます。演壇のことについてもついでに申しましたけれども、前議会の中で消防長は事務を指導すると言われたんですから、そして出来ていない。ですから次の議会ではきちんと結論を出して、そしてそれなりの結果を報告していただきたいと思えます。いかがですか、消防長。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの濱崎議員のご質問にお答えいたします。議員のご指摘を真摯に受け止め消防本部内で検討して適切な事務処理の執行に努めてまいりたいと思えます。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 理事長は今答弁をいただきました。そして消防長はそれを今後は是正するということでもありますので結果を出して、そして次回の会議の時には報告をいただけたらと思えます。終わります。

議長 続けて一般質問をいいですか。それでは引き続き、4番谷口議員の質問を許します。

谷口議員。

谷口議員 おはようございます。荒尾選出の谷口繁治です。本定例会にあたりまして一般質問といたしまして老朽化している緑丘庁舎の今後の対応についてお伺いいたします。

現在の緑丘庁舎は平成24年11月に開催されました荒尾消防署移転説明会の中で緑丘庁舎は荒尾消防署に統合する計画であると説明がありました。しかし統合することによって緊急車両の到着があまりにも遅延してしまう地域があることから住民の強い反対により当分の間緑丘庁舎として残すという方針が示されました。あれから10年が経過し、緑丘庁舎として今なお存続しています。緑丘庁舎は一課5名、二課5名の計10名が配属され、一当務の職務人員

は3名から4名となりこの人員で消防車と救急車を兼務・運用している状況です。業務内容は他の分署と何ら変わりはありません。出動件数については火災、救急共に令和2年までは両消防署を除く全分署の中でトップであり令和3年も基幹分署として格上げされた長洲分署に次ぐ件数で大差ない状況です。出動範囲は緑丘、川北、平山、府本、樺、八幡、野原など荒尾市東部から南東部を包括し年間来場者数 110 万人を超えるグリーンランドや南関町南部も第一出動範囲として対応しています。

更に各市町の出隊が火災や救急へ出動した場合は2件目の対応は当然出来ませんが、緑丘庁舎は南関、長洲町、玉名市北部へのアクセスが良いため次隊としても活躍しています。救急が南関で58件、長洲で14件、玉名で6件。火災は南関で7件、長洲が3件、このように緑丘庁舎の存在は周辺地域にとっても非常に重大な役割を担っています。

そこで緑丘庁舎の統合についてですけれども、消防本部としてはまだ方針は出ていません。職員の中には統合派も居れば反対派も居る状況です。そもそも統合の目的は両施設の職員を集約し、各種災害への対応、事務の効率化、来庁者の利便性の向上などが図られ、更なる高度な住民サービスの提供が行えるようになることです。このためには事務部門を統合することで事務の効率化を図り人員を捻出し、その捻出された人員を現場部門へ配置することによって現場体制の強化が達成されることとなります。

しかし昨年4月に統合庁舎が完成し旧玉名消防署と西庁舎が統合されましたが、事務の効率化を図り人員を捻出することができなかつたため、人員と車両が1箇所に集まっただけで勤務人員や運用できる車両の台数は変わりませんでした。むしろ勤務体制いわゆる乗り換え運用が複雑となり職員側から消防車両の台数を減らして運用をシンプルにして欲しいという意見も出ている状況です。このような意見から本来、来年度更新される予定だった消防車は更新されない事態に陥っています。消防車の台数が減るということは玉名市で火災が発生した場合、遠方の分署から応援を待たないとならない為、明らかに住民サービスの低下になり、当然のことながら遠方の庁舎から応援に行く地域は救急車の運用はできなくなります。エリアカバーで見ると玉名総合庁舎の位置が荒尾市や長洲町よりとなってしまったため旧玉名消防署周辺や石貫、三ツ川などの地域はどの庁舎からも遠く遅延地域となり菊池川、東側は玉東分署や天水分署が出動している状況です。

また玉名の西側は大野下辺りから長洲分署が第一出動となり玉名総合庁舎の出動エリアは非常に狭くなっています。よって玉名市の全域の緊急車両の到着時間を考えると統合する以前の分署配置型よりも住民サービスは優れていたと言えます。

このように玉名統合庁舎のように緑丘庁舎が荒尾消防署と統合してしまうと同じ経過を辿り荒尾市東部、南東部、南関町南部は遅延地帯となり住民サービスの低下につながる事が明らかです。

次は庁舎建て替えですけれども、緑丘庁舎は現在有明消防本部の中で最も古い庁舎です。定かではありませんけれども昭和26年1月1日に荒尾市に消防本部が発足した当時から存在していることで昭和48年に開庁した菊水分署、天水分署よりも間違いなく古い庁舎であります。

近年老朽化による不具合も多く発生しており補修をしながら運用している状況です。また生活環境も悪くトラックが通る度に庁舎が揺れるなど耐震にも不安があり、このようなことから数年の間には統合するか建て替えるかを決断しなければならない時期が迫っています。庁舎建て替える場合には緊急防災減災事業債の事業期間が5年延長され令和7年まで継続されることが発表されました。よって令和7年までに建て替えることができれば運用の70%が国の負担で建設することができます。建て替えの位置については現在の位置よりもやや東側、みどり蒼生館から宿付近が適していると考えます。なぜなら現在緑丘庁舎と荒尾消防署がやや近く出動エリアが重複している点と宿寄りであれば国道208号線、山小屋へ通じる道路が開通することもあり、東西南北の主要動へのアクセスが良い、機動力がより向上する位置となります。特に南関町は町内面積が69キロ平方メートルと広い上、分署の位置が北に偏っているため地域によっては到着時間が大幅に遅れるという住民サービスの不平等が生じています。緑丘が東側に移転し継続することでその地域を緑丘がカバーできることになり南関町にも大きく貢献することになります。

そこでお尋ねしますが緑丘庁舎の出動件数、火災・救急ともに令和2年までは全分署中トップであり、また次隊としても活躍しているため、その存在は地域住民にとっても非常に重要な役割を担っています。しかも有明消防本部の中で最も古い庁舎のため老朽化が進んでおり補修しながらの運用として耐震も不安です。そのためここ数年間には統合か移転建て替えの決断を迫られると考えていますので今後の対応について伺います。壇上からの質問は終わり交代いたします。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 谷口議員の一般質問にお答えいたします。緑丘庁舎についての今後の対応についてでございますが、緑丘庁舎につきましては議員のご説明にもございましたように平成21年から消防施設配置見直し計画の第1期計画におきまして荒尾消防署と当時の緑丘分署については初動体制の充実、出動範囲、人員車両の有効活用かつ効率的な活用等を図ることを目的として統合する計画が進められておりましたが、平成24年10月の荒尾市での住民説明会におきまして住民の皆さんのご理解が得られず、それを踏まえて再度理事会にてご審議が行われ、結果当分の間、緑丘庁舎として存続するという決定によりまして現在も運用している状況でございます。

消防施設配置見直し計画につきましては関係各位のご理解の元、荒尾消防署と災害情報指令センターをはじめとし消防本部と玉名消防署の統合庁舎、長洲分署までが第1計画として完了いたしまして、次に第2計画の位置づけとしてまず南関分署の移転建て替えが令和2年8月完了したところでございます。長洲分署と南関分署につきましては人員を増員して基幹分署として現在運用しているところでございます。他の残りの消防施設の対応につきましては理事会におきまして耐震性能の有無、老朽化の度合い、緊急性、出動範囲、財政面での有利な起債の活用と期限等につきましてご説明申し上げご審議いただきましたところ、まずは天水分署と和木

菊水分署を優先的に建て替えの検討を進めるということでご指示をいただきました。緑丘庁舎につきましては玉東分署及び三加和分署と共に引き続き継続審議ということでございます。

しかしながら今後におきましても消防力の維持、消防を取り巻く環境の変化等を多角的に精査、検証しながら適時理事会にお示しし、お諮りしながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

谷口議員 議長。

議長 谷口議員。

谷口議員 答弁ありがとうございました。緑丘分署については理事会ではまだ何も決まっていないということだったんですけれども、ご存知の通りですけれども先ほど言いましたように緑丘分署は出動件数が多い分署ですよね。ですから住民の命を守るためにはとても重要な分署であるため私は継続させるべきと考えております。廃止じゃなくてですね。統合じゃなくて。ですから、つまり消防署の位置については出動の位置関係だけで判断すべきでないと考えます。人口密度すなわち出動件数を考慮して配慮することによって多くの住民の安心を担保することができると思います。つまり面積カバーと人口カバーのバランスだと思います。ですから将来人口減少に伴う財政上の懸念もあるかもしれませんが、しかし市民の安心安全を第一に考えなきゃならない、それに直結するこの消防署を廃止するということは住民にとって非常に不安なわけであります。ですから確認させていただきませうけれども、緑丘分署を存続する、いわゆる建て替える予定はあるのかどうかを確認したいと思います。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 谷口議員のご質問にお答えいたします。ただいまのご質問につきましても繰り返しの答弁になりますが、理事会の方に色々な先ほど申し上げましたようなことをお示ししながらお諮りして検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

谷口議員 議長。

議長 谷口議員。

谷口議員 理事会の方で検討していただくように指示をするということでしたね。先ほど言われましたけれども今後の建て替えとしては天水分署と和水分署を予定していると言われましたね。ですから私は基本的にはやはり古い順番、つまり耐震に不安があるなどを優先して考えながら建て替えるのが筋じゃないかと思えます。ですから緑丘分署は何年に建設されたかということですが、これは消防年報で見ますと常備消防のあゆみというのがありますけれども、これは建設された年は緑丘分署の場合は記載されていませんけれども、ただ増築工事が昭和55年に行われているんですよ。ですから年報で見ますと有明消防組合が発足した昭和47年以降のことを中心に記載されていますけれども、荒尾の場合が発足時は消防本部1と消防庁2と分署が1、ですから消防職員が89名と書かれているんですけれども、分署がこの緑丘と考えられますね。ですからこの緑丘が最も古く、建替順番としては最優先ではないかなと考えるんですけれども。しかもこの年報を見ますと消防庁舎の現況というところなんですけれ

ども、緑丘分署だけがコンクリートブロック作りですよ。コンクリートブロックというのが今荒尾市営住宅がありますけれども、耐用年数が過ぎて移転の話がきている状況なんですね。だからそういう建て方なんです。この緑丘分署は。コンクリートブロック作りなんです。ですから他の分署もコンクリート造りですけども、これがもっと耐震の不安が大きいんですよ、緑丘分署は。ですからいわゆる災害時に市民を守るためにいち早く最も働かなきゃならない。そして市民が一番期待しているのが消防署なんです。これが被害を受けて機能しなくなったのでは全く話にならないですよ。そういう恐れがあるんです、緑丘分署は。ですから古い順番でやっぱり耐震から心配です。建て替えて欲しいと言うね。本当狭いですよ。仮眠も雑魚寝ですよ。狭いから、場所がないから。そういう状況で活躍しているんです。ですからもう1回確認しておきますけれども、緑丘分署を建て替えることについてもう1回答弁をお願いいたします。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 谷口議員のご質問にお答えいたします。今議員がおっしゃいましたことも真摯に受け止めてまして理事会の方にお諮りしながら検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 建て替えると財政を考えなきゃならない。ですから財政を考えた場合これは国からの補助金が活用できますよね。これが期間限定の有利な地方債などが使えると思いますけれども、これは緊急防災減災事業債がありますけれども、これが令和7年度が限度ですよ。これを天水分署あたりに使われるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの谷口議員のご質問にお答えいたします。天水分署につきましては耐震基準が満たしておりませんので緊急防災減災事業債の対象となります。また緊急防災減災事業債の対象としましては平屋建てで200平米以下は起債の対象となりませんので、緑丘庁舎につきましては緊急防災減災事業債の対象とはならないと認識しております。以上でございます。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 長洲分署と南関分署もほぼ同時期に並行して建て替えたと思いますけれども緑丘庁舎も他の分署と同時期に並行して建て替えることはできませんか。これは構成市町、特に荒尾市の意向調査が必要と思われまますけれども、そこは検討していただきたいと思われまますけれどもどうでしょうか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 谷口議員のご質問にお答えいたします。南関分署と長洲分署をほぼ同時進行とい

う形で建設したということで、緑丘庁舎につきましてもそういう形を取れないかというご質問と思いますが、まず天水分署と和水平水分署につきまして同時2箇所ということで建設事業を進めた場合には一度にこの3つの事業になりますと非常に困難な感じと受け止めております。

それと1つの庁舎建設事業につきましては概ね3年から4年、候補地の検討から解体まで3年から4年を要するという認識でございますので、同時進行は天水分署と和水平水分署でまずは着手させていただきたいと思っております。以上でございます。

谷口議員 議長。

議長 谷口議員。

谷口議員 それではこれで終わりますけれども、緑丘分署の建て替えは是非前向きに検討していただくことを要望して質問を終わります。

議長 議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前11時8分

再開 午前11時19分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第11号『令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について』を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

会計管理者 はい、議長。

議長 二階堂会計管理者。

会計管理者 おはようございます。会計管理者の二階堂でございます。よろしくお願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第11号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものとする。令和4年12月26日提出、代表理事、藏原隆浩。

別紙添付の一般会計歳入歳出決算書の5ページをお願いいたします。

歳入総額47億51万9,723円、歳出総額45億6,297万6,633円、歳入歳出差引残額1億3,754万3,090円でございます。また、歳入歳出差引残高のうち、1億3,004万2,090円につきましては地方自治法第233条の2の規定により、基金への積立てを行っております。

次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項、決算事項別明細書等につきましては、11月24日、木曜日の決算勉強会で事前に御説明を申し上げておいておりますので、説明を省略させていただきます。私から以上でございます。

議長 続きまして、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

監査委員 はい、議長。

議長 近藤監査委員。

監査委員 おはようございます。監査委員の近藤でございます。令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして意見を申し述べさせていただきます。

審査に付されました令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書。同じく事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第166条、同法施行規則第16条に準拠して調整され、関係書帳簿、証拠書類と係数は符合し、いずれも適正に表示されているものと認めました。以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第5、議案第11号『令和3年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について』は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり認定いたしました。

日程第6、議案第12号『熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第12号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年12月26日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

提案理由でございますが、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変

更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である、というものでございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第 6、議案第 12 号『熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 13 号『工事請負契約の締結について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、工事請負契約の締結についてでございます。

クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 26 日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

1 契約の目的、クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事。

2 契約の方法、条件付き一般競争入札。

3 契約金額、40 億 950 万円。

4 契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 1 号。日立造船株式会社九州支社支社長、徳尾真信。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするからである、というものでございます。

別添のお手元の資料でございますが、資料の 4 ページをお願いしたいと思います。

クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事に係る経過説明書についてでございます。

令和 4 年度主要事業に基づき、環境省の循環型社会形成推進交付金事業の経過については、次のとおりでございます。

令和 2 年 11 月 10 日に環境省へ有明地域循環型社会形成推進地域計画の申請を行いまして、

同年 11 月 30 日に環境省より承認を受けております。令和 4 年 4 月 11 日に交付金の内示を受けまして、4 月 19 日付けでの交付金の申請を行っております。

同年 10 月 18 日から 11 月 7 日まで条件付き一般競争入札の公告・閲覧を行い、同年 11 月 17 日に入札を実施し、11 月 21 日に仮契約を締結をいたしております。

開札の結果につきましては、日立造船株式会社九州支社が、第 1 回入札価格 36 億 4,500 万円に消費税を加算した 40 億 950 万円で落札候補者に決定をいたしております。

なお落札率につきましては、98.87%となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第 7、議案第 13 号『工事請負契約の締結について』は玉名市・南関町・長洲町・和水町にかかる議案であります。

よって、組合規約、第 8 条第 1 項に規定する議決の特例事項に該当いたしますので、起立の方法により採決いたします。

最初に関係市町の表決をとります。

議案第 13 号の関係市町、玉名市・南関町・長洲町及び和水町で原案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立：賛成 11 名・反対 0 名)

次に荒尾市、玉東町の出席議員で原案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立：賛成 5 名・反対 0 名)

ご着席ください。

組合規約第 8 条第 1 項の規定により、関係市町から選出されている議員のそれぞれの出席議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数に達しておりますので、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8、議案第 14 号『有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の 4 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年12月26日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

内容といたしましては、子の誕生日から57日間以内の育児休業について、請求期限を2週間前までに短縮するとともに、当該育児休業を承認する場合等において、文書の交付、その他適正な方法をもって、人事異動通知書の交付に替えることができることとする等の改正を行います。

また、非常勤職員について、子の誕生日から57日間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、子が1歳以降、配偶者と交替で育児休業を取得できるようにする等の改正を行うのであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第8、議案第14号『有明広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第15号『有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。

議案第15号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定す

るものとする。

令和4年12月26日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

提案理由でございますが、令和4年人事院勧告に伴い、当組合条例の整備を図るものでございます。

議案書の10ページをお願いします。

主な改正の内容でございますが、人事院によりますと、本年は、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映いたしまして、民間給与が国家公務員給与を平均921円上回る結果となり、そのため、初任給及び若年層について、俸給月額が引き上げられております。

また、ボーナスについても、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が公務員を上回ったことから、年間4.3月分から年間4.4月分に引き上げられております。

なお、組合管内の2市4町におかれましても、12月定例会に上程され可決されております。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第9、議案第15号『有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第16号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の15ページをお願いいたします。

議案第16号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,249万4千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 5,474 万 6 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 26 日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

補正の内容でございますが、衛生施設及び清掃施設建設に伴う交付税の確定による設置市町負担金の補正及び職員の人事異動等並びに人事院勧告による給与改定に伴う補正、社会情勢の変動に伴う原油価格高騰による補正、リサイクルフェスタ中止に伴う助成金事業費の減額補正でございます。

また、天水分署庁舎建設事業に伴う 用地購入費の増額補正でございます。

議案書の 16 ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

はじめに、1 款、分担金及び負担金、1 項、負担金でございます。

補正での負担金の変更はございませんが、消防におきまして令和 4 年度基準財政需要額が確定したことにより、各構成市町の負担金に増額が生じております。

内容につきましては、のちほど御説明を申し上げます。

次に、2 項、設置市町負担金でございます。

補正前の額 1 億 2,100 万円に 74 万 6 千円を追加し、予算現計を 1 億 2,174 万 6 千円といたすものでございます。

これは、衛生施設及び清掃施設建設に係る起債償還に伴う交付税の確定によるものでございます。

次に、7 款、繰入金でございます。

補正前の額 6,403 万 2 千円に 7,874 万 8 千円を追加し、予算現計を 1 億 4,278 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、社会情勢の変動に伴う原油価格高騰等により、財政調整基金から 7,874 万 8 千円を繰り入れるものでございます。

次に、9 款、諸収入、2 項、雑入でございます。

補正前の額 4,940 万 7 千円から 200 万円を減額し、予算現計を 4,740 万 7 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、クリーンパークファイブ、東部環境センターにおいて計画しておりましたリサイクルフェスタを中止したことにより、助成金を減額いたすものでございます。

次に、10 款、組合債でございます。

補正前の額 3 億 1,900 万円に 3,500 万円を追加し、予算現計を 3 億 5,400 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、天水分署庁舎建設事業に伴う用地購入費に係る起債を計上いたすものでございます。

次に、別添資料の有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書(第 3 号)をご覧ください。こちらの 2 ページでございます。

こちらの資料で、歳入予算の一部と歳出予算をご説明いたします。

まず 2 ページの 1 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、6 目消防費負担金でございます。

先ほど御説明をいたしました、消防費負担金におきまして、各構成市町の負担金について増減が生じております。

内訳でございますが、荒尾市 1,965 万 6 千円の減額、玉名市 1,292 万 2 千円の減額、玉東町 606 万円の増額、南関町 1,161 万 8 千円の増額、長洲町 721 万 2 千円の増額、和水町 768 万 8 千円の増額でございます。

なお、負担金の総額に変更はございません。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

初めに、2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費でございます。

補正前の額 7,678 万 7 千円から 310 万円を減額し、予算現計を 7,368 万 7 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2 節給料 230 万円及び 4 節共済費 80 万円を減額いたすものでございます。

次に、2 項、企画費、1 目、企画費でございます。

補正前の額 5,529 万 1 千円に 227 万 6 千円を追加し、予算現計を 5,756 万 7 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、1 節、報酬 110 万円を減額し、2 節給料 244 万 9 千円、3 節、職員手当等 42 万 1 千円及び 4 節共済費 50 万 6 千円を増額いたすものでございます。

5 ページでございます。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、介護保険費でございます。

補正前の額 5,613 万 5 千円から 102 万 1 千円を減額し、予算現計を 5,511 万 4 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2 節給料 66 万 7 千円及び 3 節職員手当等 35 万 4 千円を減額いたすものでございます。

次に、2 目総合支援費でございます。

補正前の額 2,082 万 5 千円に 28 万 2 千円を追加し、予算現計を 2,110 万 7 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2節、給料20万3千円及び3節、職員手当等7万9千円を増額いたすものでございます。

次に、4款、衛生費、1項、衛生総務費、1目、一般管理費でございます。

補正前の額6,010万5千円から505万6千円を減額し、予算現計を5,504万9千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2節給料350万円、3節、職員手当等126万9千円及び4節共済費100万円を減額いたすものでございます。

また、職員の育児休業取得に伴う、会計年度任用職員の採用により、1節、報酬67万9千円及び8節旅費3万4千円を増額いたすものでございます。

次に、2項、保健衛生費、1目、斎場管理運営費でございます。

補正前の額5,591万6千円に136万8千円を追加し、予算現計を5,728万4千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、社会情勢の変動による原油価格高騰に伴い、10節、需用費の燃料費及び光熱水費136万8千円を増額いたすものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、3項、清掃費、1目、第1衛生施設管理運営費でございます。

補正前の額1億8,118万3千円に945万5千円を追加し、予算現計を1億9,063万8千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2節給料17万円、3節職員手当等10万5千円及び4節共済費15万円を減額いたすものでございます。

また、社会情勢の変動による原油価格高騰に伴い、10節需用費の燃料費及び光熱水費988万円を増額いたすものでございます。

次に、3目クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。

補正前の額6億6,343万7千円に4,947万2千円を追加し、予算現計を7億1,290万9千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、2節給料39万3千円を増額し、4節共済費39万3千円を減額いたすものでございます。

また、社会情勢の変動による原油価格高騰に伴い、10節需用費の燃料費及び光熱水費等で5,014万9千円を増額いたすものでございます。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リサイクルフェスタを中止したことにより、7節報償費や13節使用料及び賃借料等の助成金事業費を減額いたすものでございます。

次に、5目1市3町清掃施設建設費でございます。

補正前の額2億7,067万9千円に76万4千円を追加し、予算現計を2億7,144万3千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、建設事業に係る起債償還の交付税確定に伴う増額分を、24節

積立金へ76万4千円を充当いたすものでございます。

7ページでございます。

6目東部清掃施設管理運営費でございます。

補正前の額5億4,465万3千円に1,367万4千円を追加し、予算現計を5億5,832万7千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動に伴い、3節職員手当等111万7千円を減額いたすものでございます。

また、社会情勢の変動による原油価格高騰に伴い、10節需用費の燃料費及び光熱水費1,555万8千円を増額いたすものでございます。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、リサイクルフェスタを中止したことにより、7節報償費や13節使用料及び賃借料等の助成金事業費を減額いたすものでございます。

次に、5款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。

補正前の額18億7,819万2千円に1,000万円を追加し、予算現計を18億8,819万2千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告による給与改定等に伴い、1節報酬25万円、3節職員手当等1,418万4千円を増額し、4節共済費443万4千円を減額いたすものでございます。

次に、3目庁舎建設費でございます。

補正前の額7,520万3千円に3,500万円を追加し、予算現計を1億1,020万3千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、天水分署庁舎建設事業に伴う用地購入費といたしまして、16節公有財産購入費3,500万円を増額いたすものでございます。

8ページをお願いいたします。

7款の予備費でございます。

補正前の額2,224万2千円から62万円を減額し、予算現計を2,162万2千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、人事院勧告の給与改定に伴う人件費増額分の補正及び事務局職員の人事異動等に伴う減額分並びに建設事業の起債償還に係る交付税の確定に伴う増額分を予備費へ充当いたすものでございます。

引き続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の18ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

事項といたしまして、寝具類賃貸借料、期間は令和5年度から令和9年度で、限度額は992万8千円でございます。

内容でございますが、令和5年4月1日からの消防関係における寝具類の賃貸借に係る経費

といたしまして、債務負担行為を新規計上いたすものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「消防施設整備事業」でございます。

補正前の限度額1億1,980万円を、補正後の限度額1億5,480万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上、組合一般会計補正予算（第3号）について、ご提案を申し上げます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第10、議案第16号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11『審査事項の付託について』を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により休憩いたします。議会運営委員会委員長は、議会運営委員会を招集してください。

休憩 午前11時57分

再開 午後12時9分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配布いたしました追加日程第1、議案第17号、『令和4年度有明広域行政事務組合

一般会計補正予算（第4号）』を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号、『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）』を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第17号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第17号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,934万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月26日提出、有明広域行政事務組合、代表理事、藏原隆浩。

補正の内容でございますが、当初予算にて計上いたしておりました「東部環境センター灰固化設備改修事業」の事業費確定並びにより有利な適債事業への変更に伴う財源の補正でございます。

当初「熊本県市町村振興資金」による起債借入を予定しておりましたが、県との協議を重ねる中、交付税措置のある「一般廃棄物処理事業債」の対象になるとの回答をいただきました。

よって、より有利な適債事業への変更に係る補正予算を追加日程にて上程させていただいております。

一般廃棄物処理事業債の起債充当率が75%、その内交付税措置が30%、金額としては約1,700万円の交付税が見込まれ、同程度の一般財源の減額が見込まれております。

議案書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

7款、繰入金でございます。

補正前の額1億4,278万円に439万9千円を追加し、予算現計を1億4,717万9千円といた

すものでございます。

内訳でございますが、適債事業の変更による一般財源の不足に伴い、財政調整基金から 439 万 9 千円を繰り入れるものでございます。

次に、10 款、組合債でございます。

補正前の額 3 億 5,400 万円から 980 万円を減額し、予算現計を 3 億 4,420 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、東部環境センター灰固化設備改修事業の事業費確定並びに適債事業の変更に伴い、東部清掃施設整備事業債から 980 万円を減額いたしております。

歳入については以上でございます。

続きまして別添資料、有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書（第 4 号）をご覧ください。資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

3 の歳出でございます。

4 款衛生費、3 項清掃費、7 目玉名市玉東町清掃施設建設費でございます。

補正前の額 9,887 万 3 千円から 540 万 1 千円を減額し、予算現計を 9,347 万 2 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、東部環境センター灰固化設備改修事業の事業費確定に伴い、14 節工事請負費から 540 万 1 千円を減額いたすものでございます。

引き続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の 4 ページをお開きください。

4 ページの第 2 表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「東部清掃施設整備事業」でございます。

補正前の限度額 6,830 万円を、補正後の限度額 5,850 万円にいたすものでございます。

なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上、組合一般会計補正予算（第 4 号）について、ご提案を申し上げます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第 17 号、『令和 4 年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）』は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
よって、令和4年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会（午後12時16分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田 正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

古城 義郎

有明広域行政事務組合議会署名議員

松田 幸二